

小鳥いい友クラブ 会則

(名称)

第1条 本クラブは、小鳥いい友クラブと称する。

(目的)

第2条 本クラブの目的はフィンチ、インコ等、小鳥全般をこよなく愛し、繁殖、育成を促進、相互研究し友好親睦と共に向上を図る。

(事業)

第3条 本クラブは、小鳥、インコ等の品評会の開催、会員の禽舎訪問等を行う。尚、会員は品評会の開催中及び終了時には生体、持込み用品は自己責任に於いて管理する。

(入会)

第4条 本クラブに入会しようとする者は、住所、氏名、連絡先、及び年齢を申し込み書に記入しなければならない。

(運営)

第5条 本クラブは、第3条で述べた事業の運営の為、会費を徴収する。

(退会)

第6条 本クラブの脱会は自由だが、即納会費は一切返金しない。

(除名)

第7条 本クラブ会員にして、クラブの名誉を傷つけたり、信用を害する言動、行動等、事業の妨げ及び、クラブの規約違反があった場合、除名する。

(会費)

第8条 本クラブは、入会金は1,000円、年会費は3,000円で毎年1月1日より12月31日までを事業年度とする。

(役員決議)

第9条 本クラブ会則に定めなき事柄は全て、役員の決議により行う事ができる。